

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「法人」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、主たる事務所、従たる事務所等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、海外の代表的な研究拠点を訪問して調査を行いました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するにあたっては、通則法第39条の規定に準じた監査を受嘱した監査法人が、独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、当該監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、当該監査法人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

### II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、研究業務に関しては、令和4年度は海外渡航の制限が緩和されたことにより、令和2年度、令和3年度に比較して職員の海外外出張件数が大幅に増えました。それにより海外での研究が一層促進されました。

